

5分で読める 税のページ

(株)マイツ
公認会計士・税理士
西田隆夫

特別償却準備金制度の改正

特別償却準備金制度の改正 (平成13年度税制改正)

特別償却準備金は、特別償却の対象となった各資産別に積み立てる必要があります。
(平成13年4月1日以後に開始する事業年度から)

	平成13年4月1日前開始事業年度の積立分	平成13年4月1日以後開始事業年度の積立分
積立	個別の減価償却資産との対応関係はありません	各特別償却対象資産別に積立て 資産ごとに特別償却準備金の金額が特定されます
取崩	一律7年間で均等取崩し	耐用年数が10年以上→7年間均等取崩し 耐用年数が10年未満→5年間又はその耐用年数のいずれか短い年数で均等取崩し
特別償却対象資産を有しないこととなった場合	対象資産の譲渡、滅失等があった場合にも、特別償却準備金については、そのまま7年均等取崩しを継続	対象資産の譲渡、滅失等があった場合、その資産に係る特別償却準備金の金額を益金算入

● 1 準備金方式による特別償却

法人が、特別償却の適用を受けようとする事業年度において、その特別償却を損金経理によって行うことに代えて、特別償却限度額以下の金額を各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てた時は、その積立額の損金算入が認められます。

● 2 積立方法

特別償却準備金の積立ては、次のいずれかの方法によります。

- (1) 確定した決算において損金経理により積み立てる方法
- (2) 確定した決算において利益又は剰余金の処分により積み立てる方法
- 利益処分による積立てを行った場合には、申告書別表4(所得の金額の計算に関する明細書)で減算することにより損金の額に算入されることとなります。

なお、平成13年4月1日以後に開始する事業年度からは特別償却対象資産ごとに特別償却準備金を積み立てる必要があります。
特別償却準備金の損金算入のためには申告書別表

16(7) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書)の添付が要件とされていますが、この別表は書式が改正され、「対象資産の内訳」欄が新たに設けられています。

● 3 取崩し方法

- (1) 平成13年度改正前の税法の規定(平成13年4月1日前開始事業年度まで適用)による積立分
→翌事業年度から7年間で均等に益金算入されます。
平成13年度改正前の税法の規定においては積立てのもととなった資産を有しないこととなっても特別償却準備金の取崩しとは関係がありません。
- (2) 平成13年度改正後の税法の規定(平成13年4月1日以後に開始する事業年度から適用)による積立分
・特別償却対象資産の耐用年数が10年以上の場合
→翌事業年度から7年間で均等に益金算入されます。
・特別償却対象資産の耐用年数が10年未満の場合
→翌事業年度から5年又はその耐用年数のいずれか短い年数の間に均等に益金算入されます。
平成13年4月1日以後に開始した事業年度において積み立てられた特別償却準備金については、

特別償却対象資産の耐用年数により取崩額が異なります。
なお、申告書別表16(7) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書)の書式が改正されています。

● 4 対象資産を有しないこととなった場合等の取崩し

- (1) 特別償却準備金(平成13年4月1日以後に開始した事業年度において積み立てられたもの)に限り、に係る特別償却対象資産を有しないこととなった場合
→その日における特別償却対象資産に係る特別償却準備金の額を取り崩して益金の額に算入しなければなりません。
- (2) 合併又は分割型分割により合併法人等に特別償却対象資産を移転した場合
→その合併等の直前における当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の額を被合併法人等において取り崩すこととされています。
適格組織再編成により減価償却資産が移転した場合には、その特別償却準備金の引継ぎ規定が設けられています。